

公的研究費等の不正使用防止対策

第1条 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に定める事項を遵守し、川村学園女子大学における公的研究費等の不正使用防止を目的として、本対策を策定する。

第2条 本対策は、不正を発生させるすべての要因を把握し、その要因を除去・抑制する具体的な取組方法を策定・実施することにより、公的研究費等の適正なる運営・管理を確保することを目的とする。

第3条 本対策は、公的研究費等による研究に関し、当該研究を行う研究者及びその事務処理を行う全ての職員に対し適用する。

第4条 不正使用防止の目的を達成するため、以下の対策を策定する。

- (1) 適正な予算執行の管理を行う。
- (2) 物品等の発注・検収を行い、その事務手続を学内外関係者への周知する。
- (3) 出張の内容が特定できる証憑書類等で事実確認を行う。
- (4) 非常勤雇用者の業務内容・勤務時間の提出を求め、謝金等の事実確認を行う。
- (5) 学内諸規程や各種ルールの明確化・統一化を図る。
- (6) 学内諸規程や各種ルールを周知徹底をし、研修会・説明会を開催し、研究者及び職員の意識の向上を図る。
- (7) 各種ルール等の相談窓口を事務部に置く。
- (8) 公的研究費等の不正使用に係る通報・告発窓口を事務部に置く。
- (9) 内部監査・モニタリング・リスクアプローチ監査を行う。
- (10) 最高管理責任者は、公的研究費等不正使用防止への本学の取組や手続を公表する。
- (11) 研究者及び職員は、公的研究費等に係るルールを遵守し、不正使用を行わない旨の誓約書を提出する。
- (12) その他

第5条 不正使用防止対策に関する事務は、事務部が担当する。

第6条 本不正使用防止対策の改廃は、学長が行う。

附 則

この不正使用防止対策は、平成28年10月1日から施行する。